

納税協会 ニュース

FEBRUARY 2004

平成16年2月 納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4

財団法人 納税協会連合会

TEL 06-6135-4062 (編集部直通)

FAX 06-6135-4056 (")

納税協会ホームページURL

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

DESIGNED BY MASAYUKI HIGASHI



税理士法人マイツ 代表社員 池田博義

●平成16年度税制改正の要綱

～閣議決定

平成16年1月16日、「平成16年度税制改正の要綱」が閣議決定されました。

要綱のうち、法人税制の主な改正内容は次のとおりです。

1 欠損金の繰越控除制度

(1) 青色事業年度の欠損金、災害損失金及び連結欠

損金の繰越期間を7年(現行5年)に延長。

(H13.4.1以後開始事業年度に生じた欠損金額について適用。)

欠損金の繰越期間の延長に伴い、以下の改正が行われます。

(2) 帳簿書類の保存期間(現行5年又は7年)について、現行5年とされている帳簿書類の保存期間を7年に延長。

(H13.4.1以後開始事業年度に係る帳簿書類について適用。)

(3) 法人税に係る更正の期間制限の見直し

① 欠損金額に係る更正の期間制限を7年(現行5年)に延長。

(H13.4.1以後開始事業年度に生じた欠損金額について適用。)

② 脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制

限を5年(現行3年)に延長。

(H16.4.1以後法定申告期限等が到来する法人税について適用。)

2 いわゆる連結付加税は、適用期限の到来をもって廃止。

●みなし配当課税の特例創設

～相続財産に係る非上場株式

平成16年度税制改正では「相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例」が創設されます。

今回の改正のポイント

① 非上場株式の相続人が、相続開始後3年10か月以内にその非上場株式をその発行会社に譲渡した場合、みなし配当課税(最高税率50%)とせず、譲渡所得課税が適用されます。

② 税率は20%(平成16年度税制改正で26%→20%)が適用されます。

③ 相続税額の取得費加算の特例が適用できます。(H16.4.1以後の相続等により取得したものを同日以後に譲渡した場合に適用。)

今回の改正によって、大幅に税負担が軽減されるので、中小企業の事業承継の円滑化が期待されます。

●試験研究費税額控除制度における人件費に係る「専ら」要件の明確化

～国税庁が中小企業庁の文書照会に対して回答

試験研究以外の業務と兼務する者の人件費について、税額控除の対象となる範囲が以下のように明確化されました。(平成15年12月22日 中庁第1号、平成15年12月25日 課法2-27・課審5-25)

次の各事項のすべてを満たす者は、「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」に該当するものとされます。

① その研究者が研究プロジェクトチームに参加し、全期間ではないが、担当業務が行われる期間、専属的に従事すること

② 担当業務が試験研究に欠かせないものであり、当該者の専門的知識が当該担当業務に不可欠

③ 従事期間がトータルとして相当期間(おおむね1か月以上)あること(担当業務がその特殊性から期間的に間隔をおきながら行われる場合は、その期間をトータルするものとする)

④ 担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務に係る人件費が適正に計算されていること

貸倒処理が認められる3つのケース

税理士 岸田光正

景気がやや回復傾向にあるとはいえ、不良債権を抱えている企業は多く、その貸倒処理につき頭を悩ましている会社も多いと思います。税務上、貸倒処理が認められるケースとして、次の3つがあります。

1 債権が消滅した場合

これは、①会社更生法、民事再生法、商法の特別清算、破産法の強制和議による債権の切り捨て、②債権者集会や行政機関、金融機関等の協議決定などによる債権の切り捨て、③債務超過が相当期間継続しており、弁済を受けることができない場合における書面による債務免除など、債権が法的に消滅した場合に適用され、その事実が発生した事業年度において損金の額に算入されます。

これらの場合は、会社の意思に関係なく、法的に債権が存在しなくなったものから、損金経理によらず、申告調整によっても貸倒処理が可能となります。

2 法的には債権は消滅していないが、実質的に回収不能である場合

債務者の資産状況、支払能力等からみて、債権の全額が回収できないことが明らかになった場合、その明らかになった事業年度において貸倒れとして全額損金経理をすることができます。

この回収できないかどうかの判断は難しいところですが、例えば、①不良債権の原因となった具体的な事実(破産、代表者の死亡、行方不明、天災事故など)、②その

後、現在に至るまでの債務者の状況、③現在まで、債権回収のために行ってきた方法・手段や経緯などから判断することになります。

なお、このケースにより、貸倒処理が認められるためには、その債権の全額を損金経理により貸倒処理しなければならない、申告調整による処理や債権の一部分だけを貸倒処理することは認められていませんので注意が必要です。

また、その債権に担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒処理は認められないこととされています。

3 売掛金につき、取引停止後一定期間弁済がない場合など

売掛金など継続的な取引によって生じた債権については、債務者の資産状況や支払能力等が悪化し、債務者との取引を停止した時以後、1年以上経過した場合には、債権価額から備忘価額を控除した残額を、損金経理により貸倒処理できます。

これは、売掛債権は、他の一般の貸付金等の債権と異なり、返済が遅れたからといって直ちに債権確保の手続きを取ることが困難であることから、取引を停止して1年経てば形式的に貸倒処理を認めるというものです。

また、同様に形式的に処理できるものとして、同一地域の債務者についての売掛金等の総額が、旅費などの取立費用よりも少額で、相手方に支払いの督促をしたにもかかわらず弁済がない場合があります。

なお、この処理は、取引を継続的に行っていた取引先の売掛債権についてのみ認められるものであり、貸付金やいわゆるスポット取引により生じた債権については認められませんので注意が必要です。